

令和4年3月31日以前に治療を開始された方へ 智頭町不妊治療費助成金について

不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、保険外診療の「特定不妊治療（体外受精及び顕微授精）（精子を精巣または精巣上体から採取するための手術（男性不妊治療）を除く）」と「人工授精」に要する費用の一部を助成しています。

1. 対象者

次のすべてに該当する方

- ①鳥取県不妊治療費助成金交付要綱に基づいて鳥取市長に申請し、鳥取市特定不妊治療費助成金・人工授精助成金の交付決定を受けた方
- ②夫婦のいずれか一方または両方が智頭町内に住所がある方
- ③本人及び世帯員に町税等の未納がない方

2. 申請方法

助成金の申請をされる方は、鳥取市で鳥取県不妊治療費助成金の申請手続きをする際、鳥取県内市町村申請用の「特定不妊治療費助成金交付申請書兼請求書」及び「人工授精助成金交付申請書兼請求書」に記載をしてください（本人の承諾を得たうえで智頭町に送付されます）。

また、町福祉課の窓口で申請することも可能です。その際は、下記必要書類と印鑑をご持参ください。なお、様式第1号、第3号は福祉課の窓口に用意していますが、このホームページからダウンロードすることも可能です。

<必要な書類>

○特定不妊治療費助成金

- ・特定不妊治療費助成金交付申請書兼請求書（様式第1号）
- ・鳥取市特定不妊治療費助成金交付決定及び額の確定通知書の写し
- ・特定不妊治療受診証明書の写し
- ・特定不妊治療に係る領収書の写し


○人工授精助成金

- ・人工授精助成金交付申請書兼請求書（様式第3号）
- ・鳥取市人工授精助成金交付決定及び額の確定通知書の写し
- ・人工授精助成事業受診証明書の写し
- ・人工授精に係る領収書の写し

※鳥取市特定不妊治療費助成金の交付決定がなされた年度内に（3月31日までに）申請してください。2月1日～3月31日までの間に交付決定がなされた場合は、翌年度の5月31日まで申請をすることができます。

3. 助成内容

○特定不妊治療費助成金

- 
- (1) 初回助成に係る治療期間の初日の妻の年齢が40歳未満の場合
→43歳までの治療に対して通算6回まで
 - (2) 初回助成に係る治療期間の初日の妻の年齢が40歳以上の場合
→43歳までの治療に対して通算3回まで
 - (3) 平成27年度までにこの助成金を受け、(1)又は(2)の助成回数を超える場合又は治療開始日の年齢が43歳以上の場合
→助成回数は制限しないが、本助成金を受けてから通算5年度まで
 - (4) 平成28年度以降に新規で本助成金を受け、(1)又は(2)の助成回数を超える場合
→
 - ㉠初回助成に係る治療期間の初日の妻の年齢が40歳未満の場合
通算6回まで(ただし、助成金の申請を行う治療の開始日時点における妻の年齢が43歳到達後は、残りの助成回数又は3回のいずれか少ない回数まで)
 - ㉡初回助成に係る治療期間の初日の妻の年齢が40歳以上の場合
通算3回まで

<助成金額>

いずれも、特定不妊治療に要した費用から鳥取市特定不妊治療費助成金を差し引いた額。ただし、下記限度額を上限とします。

上記(1)(2)の場合

<175,000円を限度に助成>

- ・新鮮胚移植をした場合
- ・凍結胚移植をした場合
- ・体調不良等により移植のめどが立たず治療を終了した場合
- ・受精できなかった場合
- ・胚の分割停止・変性・多精子授精などの異常授精等により中止した場合

<87,500円を限度に助成>

- ・以前に凍結した胚を解凍して胚移植を実施した場合
- ・採卵したが卵が得られない場合
- ・状態の良い卵が得られないため中止した場合

上記(3)(4)の場合

78,000円を限度に助成

○人工授精助成金

申請される年度内に要した人工授精費用の総額から鳥取市人工授精助成金を控除した額(50,000円を限度とします)。1年度あたりの助成金の上限は100,000円。通算2年度まで助成します。

